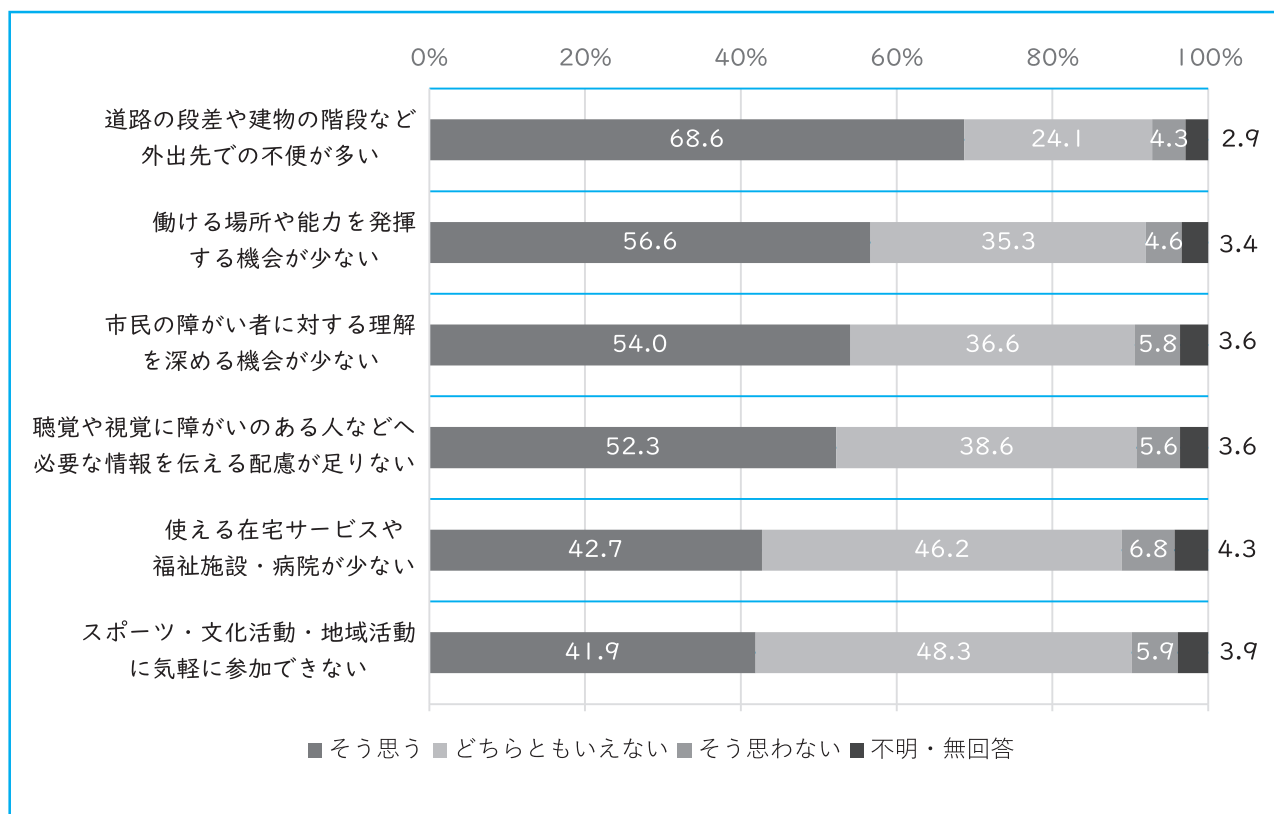


市民意識調査の結果から ～③障がい者の人権問題～

「障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会に」という基本理念の基、障害者差別解消法が制定され施策を進めてきました。しかし、現実には、車椅子での乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人に対する理解や配慮はまだまだ十分とはいえず、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいええない状態にあります。

それでは、うきは市民は障がい者問題について自分との関係をどのようにとらえているのでしょうか。令和元年7月に実施した「うきは市人権・同和問題市民意識調査」の回答結果から見てみます。

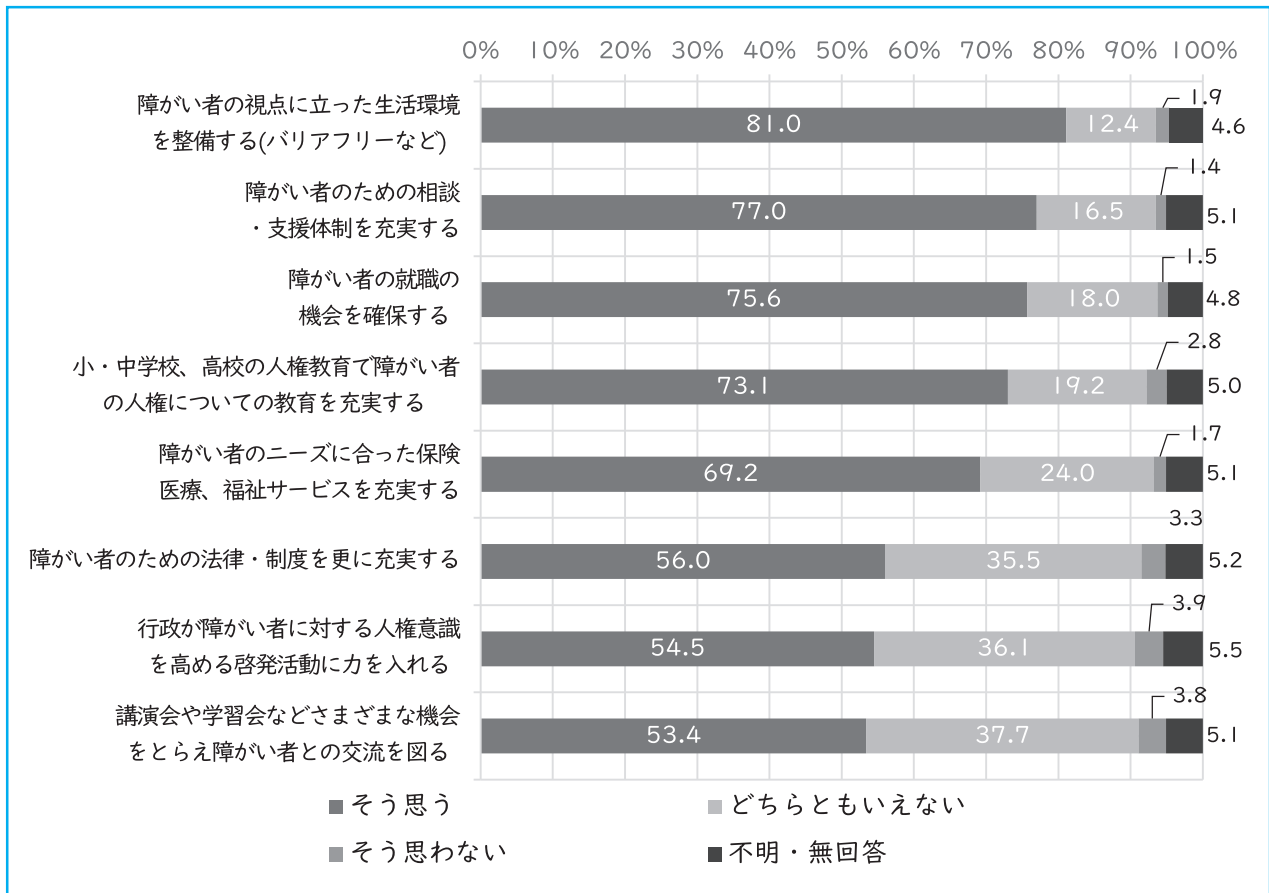
Q 障がい者の人権が守られるために問題になっていること



「そう思う」の回答が最も多いのは、「道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多い」の68.6%、次に「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」の56.6%、続いて「市民の障がい者に対する理解を深める機会が少ない」の54.0%です。障がい者の人権問題を解決するための展望として、社会的障壁の除去や生存権を保障する職業保障、共生社会としての相互理解の場等が挙げられますが、更なる取組の充実が必要であると考えています。



Q 障がい者の人権が守られるための方法



「そう思う」の回答が最も多いのは、「障がい者の視点に立った生活環境を整備する（バリアフリーなど）」が81.0%、次が「障がい者のための相談・支援体制を整備する」が77.0%、「障がい者の就職の機会を確保する」が75.6%「小・中学校、高校の人権教育で、障がい者の人権についての教育を充実する」が73.1%です。障がい者の人権が守られるためには、「当事者のニーズや当事者の視点」が必要であり、そのためには「当事者との交流や当事者を交えての研修の機会を持つこと」が大切になってきます。

あらゆる人が暮らしやすいまちづくりへ

私たち一人一人には何ができるのでしょうか？「どうしたらよいかわからない」人はまずは「何ができるのか」を考えてみましょう。例えば、もしあなたが駅やお店などで困っている障がいのある人に出会ったとしたら、どのような手助けができるでしょうか。

「何かお困りですか？」「何かお手伝いしましょうか？」など声をかけることはできるのではないのでしょうか。難しいことをする必要はありません。困っている本人に声をかける、近くの駅員さんや店員さんに声をかける、などあなたができることでいいのです。

「一人一人が相手の立場に立って考えること」ができればきっと何か行動できるのではないのでしょうか。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

●問合せ うきは市役所 人権・同和対策室 ☎75-4984